広報 あびこ

第109号
昭和37年4月1日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・1・42・242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月　1日・16日）

昭和37年度の町税納期一覧表

4月	固定資産税	1期	1期
5月	都市計画税	全期	1期
6月	健康保険税	1期	1期
7月	町県民税	1期	1期
	固定資産税		
	都市計画税	2期	2期
8月	町県民税	2期	2期
	健康保険税		
10月	町県民税	3期	3期
11月	健康保険税	3期	3期
12月	固定資産税	3期	3期
	都市計画税		
1月	町県民税	4期	4期
	健康保険税		
2月	軽自動車税	4期	4期
	固定資産税		
	都市計画税		

【昭和37年度の施政方針演説をする宮本町長】

昭和37年度 施策方針のあらまし

積極的な総合施策の推進

広く住民の世論にこたえる

本日ここに昭和三十七年第一回町議会定例会の開会にあたり、昭和三十七年度における施政方針の大要を申し上げたいと存じます。

本町は、昭和三十年町村合併以来、ここに第八年目を迎えたのでありますが、この間本町は、町村合併促進法ならびに新市町村建設促進法に準拠し、新町建設の理念を体し地域住民の福祉増進を目途として、総合的な施策を講じ、これが実現に努力を重ねてまいりました。

しかるに、近年における当町の現況は、東京都の衛星都市としての位置から、急速に地域開発の促進とあいまって必然的にまた飛躍的に人口増加の様相を呈し、地域社会の構成と態容は、まさに一大変革をもたらそうとしており、これらに対応した行政施策については、面目一新、高度な広域福祉行政の樹立を図るべく、積極的な総合施策の推進を通じ、広く住民の世論にこたえたい所存です。

立地条件を高度に活用

時代の欲求に応じた施策を講ずる

本旨でもあると確信いたすものです。

ここに昭和三十七年度を期し、現況と町発展に対応した住民生活を基調とした文化的な福祉施策の実現と、その達成を期することが緊急の要務であり、かつ、地方自治の本旨でもあると確信いたすものです。

開発計画の基本的構想

まず、衛星都市としての見地から、地域開発に関する施策について申し上げたいと存じます。

町づくりの基本的な考え方としましては、当町における各種立地条件を遺憾なく高度にこれを活用し、一大都市化の構想のもとに、開発の促進を図ることをもってその前提とし、時代の欲求に応じた施策こそ当面の重大課題であると認識するものです。

新駅設置に努力を傾注

成田線電化の促進図る

ここにおいて考えられますことは、第一に交通に関する諸問題の解決と施策についてであります。

このうち特に考えられますことは、常磐線新駅設置の促進であります。本件はご承知のように、本町からの請願によるもので、鉄道当局においても、これが新設についてはすでにその態度を表明しており、本施設の実現は、今後における本町の意志いかんにかかるところまことに大きいものと思考されるところから、昭和三十七年度を基幹とし、土地区画整理事業の推進とあいまつて、強力にこれが実現のため努力を傾注いたしたいと考えます。

次の点としましては、成田線電化促進の件であります。本件については、すでに本町をはじめ成田線沿線の各市町村を母体として、強力な促進運動を展開してまいりましたが、本町における宅地造成ならびに日本住宅公団誘致とも関連した人口政策の見地から諸般の情勢を考慮して、これが解決と促進を図るべく、なお一層の努力をいたしたいと考えます。

架橋実現に最大の努力

引き続き道路網を整備

次の点としては、手賀沼架橋の促進であります。本件は県の事業計画上、昭和三十七年度を期して起工、完工の運びに至るべく、本町の経済政策上の観点からもまことに喜びにたえないところであると同時に、これらに関連した人口政策からも、これが実現については受益団体として最大の努力を傾ける方針です。

次の点としては、本町における道路網の整備についてであります。特に道路と住民生活の関連から、昭和三十六年度を期し町重点施策としてこれを取り上げ、整備、改修に着々とその完遂を目途として努力してまいりましたが、昭和三十七年度においても前年同様、整備、改修に全力を注ぎ、もつて、町内における交通の根本対策として住民生活に寄与いたしたい方針です。

区画整理事業を推進

住宅地造成の達成図る

開発の第二点といたしましては、人口政策に対応した経済ならびに住宅政策についてであります。

本町においては、これらの諸問題解決と政策の実現を期するため、まず、都市計画事業を取り上げ、昭和三十六年度を初年度として、用途地域の設定をはじめ街路計画の策定とこれが実施、および天王台土地区画整理事業の着手を見たしました開発委員会においては、湖北駅を中心とした地域開発ならびに経済人口政策から観察いたしましても、まことに喜びにたえないところであるとともに、今後ともこれが実現のためにお一層努力を重ねたい方針です。なお、これらのほかに、本町全域にわたり住宅用途地域内における住宅誘致の促進を図り、衛星都市としての位置を、さらに一層高めたい方針です。

日本住宅公団

おおむね進出決定

実現に一層の努力重ねる

次に住宅誘致の件については、湖北駅を中心とした地域を対象とした日本住宅公団の誘致があります。この誘致については、昨年十月に発足い

次に観光開発の件でありますが、本件については、手賀沼開発の構想として、すでに全日本観光開発株式会社の手によつてその計画の大半が進捗し、施設計画の構想もほぼ完成し、昭和三十七年度早々には着工の運びとなり、数年後には完成の予定をもつて急速に進展しつつあり、本町としましても、これらの施設完成に伴い、受け入れ態勢

全日本観光株式会社

観光開発で経済進展期す

今春、着工の運び

の万全を図るべく、都市計画事業の推進とあいまつて諸般の対策を強力に促進し、手賀沼開発を通じ、経済政策の進展を期する方針です。

投資的経費の充当に意を用い

重点施策の達成をはかる

一般行政の重点施策

以上、本町における開発諸政策について、基本的な構想ならびに施策の方針について申し上げましたが、次に、その他一般町政における重点施策ならびに施政の方針について申し上げたいと存じます。

昭和三十七年度における一般的な施政としましては、前述しましたように、住民福祉を前提としたる積極的な構想を基本とし、一般消費的経費については極力これを圧縮し、投資的経費の充当に意を用い施策の達成を図る方針です。

税の軽減図る

まず第一に、財政の基幹たる税制度における住民負担の軽減措置についてですが、昨年における地方税法の改正に伴い、町民税の課税方式を改正し、課税額の軽減を図るとともに、低所得階層に対しては税率の改正を行ない、おおむね八百五十万円の減税措置をいたしました。

常備消防、11月発足を目標

衛星都市の名に恥じない土木行政

次に、事業実施面における人口増加に対応して、家屋施策について申し上げます。

まず、事業実施の第一点として、人口増加に対応して、家屋火災の発生が多くなりつつある現況から、消防活動の徹底ならびに改修においても、失業対策事業とも併行して、ほぼ前年同様の経費を投入して強力に道路の改善を図るとともに、都市計画における街路計画をもあわせて実施し、衛星都市の名に恥じない土木行政の整備と改善の推進を図る方針です。（二ページへ続く）

工場誘致

近く進出の意志表示

地元関係者の協力で促進図る

次に経済政策開発上の観点からの工場誘致については、準工業地帯の用途地域の指定

――◇――

はじめとして柴崎土地区画整理事業の進展を策し、もつて住宅地造成の達成を図るとともに、常磐線新駅の設置とも関連して、地域住民への福祉政策の観点から、昭和三十七年度においてはこれらの区画整理事業を強力に推進せしめるべく、諸般の準備ならびに実施の遺憾なきを期する方針です。

軽減措置についてですが、昨年における地方税法の改正に伴い、町民税の課税方式を改正し、課税額の軽減を図るとともに、低所得階層に対しては税率の改正を行ない、おおむね八百五十万円の減税措置をいたしました。

次に、重点施策の第二年目を迎えた土木行政については開発構想の面でも申し述べましたが、一般道路維持修繕ならびに改修においても、失業対策事業とも併行して、ほぼ前年同様の経費を投入して強力に道路の改善を図るとともに、都市計画における街路計画をもあわせて実施し、衛星都市の名に恥じない土木行政の整備と改善の推進を図る方針です。（二ページへ続く）

が国経済政策による設備投資引き締めの影響を受けて、一時誘致が遅れていましたが、最近、金融の見通しもつきまして、近く進出決定の意志表示を明らかにしておりますので、地元関係者のご協力を得まして誘致促進を図るとともに、他の工場誘致についても諸般の協力ならびに努力を傾けてまいる方針です。

――◇――

設置を行ない、昭和三十七年十一月一日発足を目標に諸般の準備を完了せしめるとともに、これらの整備強化とあいまつて、火災の予防活動においても火災予防条例の制定を行ない、消防活動における万全の措置を推進したい方針です。

次に、重点施策の第二年目を迎えた土木行政については開発構想の面でも申し述べましたが、一般道路維持修繕ならびに改修においても、失業対策事業とも併行して、ほぼ前年同様の経費を投入して強力に道路の改善を図るとともに、都市計画における街路計画をもあわせて実施し、衛星都市の名に恥じない土木行政の整備と改善の推進を図る方針です。（二ページへ続く）

公民館集会場

〝整備の必要あり〟

社教委員、各施設を調査

社会教育委員会では、三月八日、町内の公民館、集会場二十一ヵ所を巡回調査しました。

この調査は社会教育振興のため公民館、集会場の実態を調査したものですが、どの施設とも条件整備の必要があるようでした。また、維持管理費についても、住民による寄付でまかなっている施設が大部分で、この点も今後の課題となるでしょう。

巡回調査の結果は、教育委員会へ次のとおり報告されました。

❶昔からの部落には、地域の人々が集会できる場所があります。しかし、根戸、我孫子や新らしくできた住宅地域には、集会所がありません。

❷住民のための集会所ではありますが、町行政サービスの費についても、住民による寄付でまかなっている施設が大部分で、この点も今後の課題となるでしょう。

❸町公民館条例を改正し、分館を認め、種々の助成の方法を考えてもらいたい。

❹独立の中央公民館（青少年センターを含む）を、年次計画で建設されるよう努力されたい。

部落公民館を巡回調査する社会教育委員一行＝完成したばかりの布佐下公民館

町営住宅入居者選考委員を改選

町営住宅入居者選考委員の任期が満了になったので、改選の結果次の人たちが委員に選ばれました。

飯泉　茂武　根戸新田
飯泉長次郎　〃　我孫子
小林幸次郎　〃　〃
後藤酒造三　〃　〃
鈴木　和喜　〃　〃
大塚喜次郎　〃　中里
花島　与　〃　中峠
増田　義二　中里
石井　嘉七　中里
石井　保治　〃　布佐

農業委員の選挙

4月10日に予定

農業委員の任期満了による選挙は四月十日に行なう予定で準備を進めております。

選挙の日が四月十日の場合の日程は次のようになります。

▼四月三日　選挙告示
▼四月六日　立候補届出期限
▼四月七日　選挙立会人届出期限（五人をこえた場合はくじにより五人まで）
▼四月八日　選挙立会人を定めるくじの日
▼四月十日　投票日
▼四月三日から九日までは不在者投票（投票所は役場）ができます。

選挙事務は午前八時三十分から午後五時までと規定されておりますので、届出は必ずこの時間内にしてください。

なお、選挙による委員の定数は十五名です。

町道との境界確認には

立ち合い申請の利用を

現在、我孫子町の家屋数は約九千四百戸あまり、昨年中に新築された家屋は二百三十戸あります。

そのほか、宅地造成に拍車をかけて、年々その数はふえていく傾向にあります。

そのことと平行して、隣接境界にいろいろな築造物がつくられています。いけがき、竹がき、コンクリートへい、ブロックへいと、その種類はまちまちですが、いずれにもせよ、これらの隣地との境界は、問題となる場合が多いようです。（とくに隣地が町道の場合。）

たとえば、ここまでが自分の所有地と思い込み、ブロックのへいやコンクリートのへいを造ったとします。

その後、排水工事、補修工事、舗装工事などを施行する場合、へいが道路に入り込み道路の幅が不足していることがあります。また、土地の売買においても同じようなことがいえます。

このようなことをなくすため、境界確認の立ち合い申請をおすすめします。

境界確認の立ち合い申請は❶町道に接した部分でへいまたは建物を設置するとき。❷不動産物件（土地）の売買のとき。❸地積、地図訂正をおこなうとき。❹そのほか、町道に接した部分に関する利害関係が生じたとき。

おこなうことがよいと思います。

町道の立ち合い申請書用紙は、建設課に用意してあります。手続き方法は簡単ですから、申し込めば係員がすぐお伺いします。

なお、昨年中に町道立ち合い申請を受けた件数は、九十一のです。

ふえている少年犯罪

非行の芽は早いうちに

警察庁がこのほどまとめたいては、春先の非行期を迎え昨年一月から十一月の刑法犯るに当たって、これら年令層少年の実態調査によりますと少年の自主性を尊重しつつも検挙件数は約十四万四千件となっており、前年同期のそれを七%も上回っています。

とくに最近の少年犯罪は、とりわけ傷害、暴行、恐かつ脅迫などの、いわゆる粗暴的犯罪と窃盗がますますふえていることとともに、そのなかに占める最少年グループの激増が特に注目されます。

少年犯罪や非行の防止につ

次に、産業経済行政におきましては、前述した開発計画により、必然的に縮少される農耕地を最大限高度化して、将来の首都近郊における農業の近代化を図り、もって、農業経営者の要望にこたえる考えです。そのため、土地改良二件となっておりますが、申請をおこなわず、後になって問題をおこした例もたくさんあります。このことは、皆さんの協力があってのみ解消されることであり、町道と私有地との境界の確認は、けっきょく、あなたの財産を守るとともに道路行政を円滑にするものです。

総務委員長に渡辺多門氏

一部常任委員の所属を変更

十九日の町議会本会議において、いままで総務委員長だった今井正三氏から、委員長の辞表が提出され、議会はこれを承認し、続いて後任委員長を選んだ結果、渡辺多門氏が総務委員長に選ばれました。

なお、九日の本会議において、一部の常任委員の所属変更を行ない、次のとおり決まりました。

▼総務委員
豊島　清衛（建設）
山崎　慶次（文教厚生）
▼文教厚生委員
渡辺正四郎（総務）
鈴木　豊治（産業）
▼建設委員
増田　喜之（総務）
▼産業委員
松本　竹雄（文教厚生）
（　）内は変更前の所属委員会

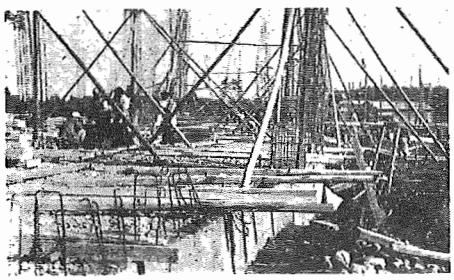

我孫子中学校建設譜

配筋検査も終わり、基礎コンクリート工事にとりかかりました。この部分は、教室棟一階の土台であり、この上に床の部分ができるわけです。また、建物の基礎でありますので、この検査も念入りになされています。

し尿処理場

一ヵ年継続で建設

住民の健康管理の徹底図る

次に、保健行政におきましては、近年における人口増加とあいまって、清掃事業の完全なる運営が期待されるに至り、先般完成を見たごみ焼却場をはじめ、新たにし尿処理場の建設が緊急要務となり、昭和三十七年度および昭和三十八年度の二ヵ年継続事業として、一日処理能力二十七キロリットルのし尿処理場の建設を図るとともに、その他清掃事業の徹底を期すべく諸般の措置を講じました。なお、一般保健衛生面においても、住民の健康管理の徹底を図るとともに、衛生的にして明るい町づくりの実現を図る考えです。

また、国民健康保険事業における、住民各位の深いご理解とご協力により年々被保険者の利用度が高まり、住民の健康向上のためまことに喜ばしいかぎりであるとともに、いよいよその運営の万全を図り、健康にして文化的な町建設の方策を推進せしめる方針です。

町営住宅

ことしは20棟建設

次に社会福祉行政では、ほぼ昭和三十六年度の方針を踏襲するも、町営住宅の建設は第一種十棟、第二種十棟の建設を行なうべく措置し、その他保育所運営ならびに低所得階層を対象とした公益質屋の運営あるいは生業資金の増額およびその他の福祉的政策の充実を図り、社会福祉行政の達成を期する方針です。

教育行政の画期的な改善図る

布佐中改築、給食施設を設置

次に教育行政では、昨年、政するため、給食施設の設置を九月に発生した我孫子中学校の火災焼失に伴う復旧計画の第二年目を迎え、初期の計画どおり復旧の所要措置を講じました。なお、老朽狭隘、環境まことに不正常な現況にある布佐中学の全面的改築を計画、昭和三十七年度完成を目途に事業の達成を図る方針です。また小学校児童の体位向上を期すべく行なうべく、昭和三十七年度では第一小学校湖北小学校および布佐小学校の三校を対象として所要の措置を講じ、年度後半において実施できるよう推進したい考えです。

さらに、一般需要的経費および投資的経費においても、事業等には積極的に意を用いることはもちろん、新農村の振興を図るため、昭和三十五年度で施設した農業用プルトーザの高度利用化とあいまってさらに昭和三十七年度にいて農業用トラクターの導入をなし、これら施設の活用を一段と図り、農業生産性の向上と画期的な農業改善の方策を講ずるとともに、その他の農業改善、改良対策ならびに農業近代化への新方策を樹立、もって、地域住民の合理的な経営を図り、あわせて、本町商工業の育成発展を講ずべく所要の措置をなすと同時に、前述した総合開発ならびに経済政策とも関連して、その振興策を図る方針です。

農業近代化への方策樹立

農業用トラクターを購入

次に、産業経済行政におきましては、前述した開発計画の近代化を図り、もって、農業経営者の要望にこたえる考えです。そのため、土地改良農耕地を最大限高度化して、

東葛中部開発事業

火葬場近く着工

町内制度の改善を図る

次に、地方振興政策としましては、町開発政策が円滑に推進できるよう諸般の措置を行なうとともに、町と住民が一体となってその行政活動が円滑に進展できるよう広報活動の推進をなす一方、町内制度の改善を図り、住民の町政への参加をなお一層促進しそれぞれ父兄負担の軽減策とし、本町教育行政の画期的な水準の向上を期するべく措置改善を図る方針です。

なお、東葛中部開発事業にも参加し、昭和三十七年度完成見込みとなっている火葬場の建設も近く着工の運びとなっており、これが実現にあたっては、住民生活の慣習からも画期的な施設であると考えられ、広く住民各位の認識と利用を願ってやみません。

めるべく考えています。

選管に専任職員を配置

次に、選挙事務体制の確立については、昭和三十七年度では農業委員会委員選挙、参議院議員選挙、知事選挙ならびに町長選挙、町議会議員補欠選挙の計五件におよぶ選挙執行の年にあたり、これらの選挙が円滑に執行できるよう選挙管理委員会事務局に専任職員の配置を行ない、これが完全なる運営を図る方針です。

むすび

以上、昭和三十七年度の重点施策と施政方針の概要を説明いたしたわけですが、これら施策の実施と実現にあたっては、本定例町議会に条例、予算関係等計五十一件にわたる議案の審議をお願いし、その議決に基づき執行いたしたい念願ですので、町発展のため特段の審議をいただき、ご採択いただけますようお願いいたすしだいです。以上で昭和三十七年度における施政方針の大綱説明を終わります。

駅構内の通行は「あぶない」

皆さんの協力で明かるい駅に

我孫子駅

我孫子町の皆さん、毎日ご通勤、ご通学、またはご旅行に我孫子駅をご利用くださいましてありがとうございます。

私は今回行なわれました国鉄の異動で、我孫子駅長を命ぜられ、朝夕皆さんを送迎することになりました。

我孫子町は、昔から水戸街道と成田街道の分かれる重要な宿場町として有名で、千葉県でもいわれのある町で、手賀沼のほとりにある風光明びなこの土地にお住いの皆さんも、他の市町民に優る品位の高いかたたであり、住みごこちのよい住宅地ときいております。

私は着任以来皆さんを見送りいたしましたところ、皆さんの中に改札口を通らず、あちこちから構内に入り、歩道でもない足場の悪い線路内を平気で通行している意外な状景を見て驚きました。

これは他の駅にはまったく見られない我孫子駅だけの、見苦しい危険な状景であります。

およそ社会生活には、すべて個人の平和な生活を守る権利がある一方、他人に迷惑をかけてはならない義務があります。

国鉄にも鉄道営業法があって、みだりに鉄道地内に立ち入ったときは処罰されることになっております。

最近、列車、電車の運転回数が多くなり、そのうえ速度も非常に早くなり、構内を歩くことは危険でヒヤッとする場面がしばしば起っております。構内通行が危険であることは、常識で判断することができると思います。

朝のお忙しい時の一、二分を惜しんで、もしおケガがあったり生命にかかわるような事が起りますと、ご一家の不幸は申すまでもなく、皆さんは、それぞれ国家の重要な公務・産業に従事しているたいせつなおからだでありますから、国家のためにも大きな損失となります。

また、このような危険な状態を放置し不幸な事件でも起きた場合は、駅の責任にもなりますので、二月下旬から構内通行をお断わり願ったところ皆さんのご協力によって、正しい秩序ある乗降をしてくださるようになりました。

我孫子駅の駅舎は、明治三十四年建築した古い建物で、見苦しいところがありますけれども、駅員一同清掃に努力し、少しでも皆さんの乗降にふさわしい明るい清潔な駅にしたいと念願しております。

どうぞ私たちの方針にご協力をお願いし、お気付の点は何なりとご忠告ください。

我孫子駅長　鏑木正雄

「ごみを捨てないでください。あなたの公徳心に訴えます」いやな言葉ですね。
皆さんも時々この立札を見ることがあると思います。見る人はもちろんのこと書く人も不愉快です。町からこの様な立札は早くなくしましょう。

不正乗車取り締り強化

定期乗車券の発売停止など

鉄道

国鉄では従来から、正しい乗車をするようお願いしていますが、不正乗車旅客は一向に減少せず、かえって年を追うごとに増加の一途をたどり特に通勤、通学のため割引を客に対しては、次のような取扱いをするそうです。

❶**連続しない定期乗車券と普通乗車券とで中間無札（キセル乗車）した場合**　定期および普通乗車券を無効として回収するほか、全区間の三倍の普通運賃を徴収。

❷**無断で乗車券の有効区間外乗車した場合**　乗車券を無効として回収するほか、三倍の普通運賃を徴収。

❸**他人名義の定期乗車券を使用した場合**　定期乗車券を無効として回収し、定期乗車券の通用開始日からの日数に対する一日一往復分の普通運賃の三倍を徴収。

❹**定期乗車券を通用期間経過後に使用した場合**　経過日数に対し、一日一往復分の普通運賃の三倍を徴収。

❺**定期乗車券の区間や期間を改変して使用した場合**　他人名義の定期乗車券を使用した場合と同じ。

❻**その他の不正乗車**　その他不正乗車の手段に使用した乗車券はすべて無効として回収し、旅客営業規則にしたがい相当の増運賃を徴収します。追徴金は時に数十万円という高額になることがありますのでご注意ください。

❼**通勤・通学先への通知と定期乗車券の発売停止**　不正乗車した場合は、その事実を通勤・通学先責任者へ通知するとともに、事情により一定期間（一ヶ月～一ヶ年）定期乗車券の発売を停止する。

❽**身分証明書の携帯**　身分証明書は必ず携帯すること。

不正乗車防止のため、皆さん協力をお願いします。

町の人口

（昭和37年2月28日現在）

男	14,012人	（前月比5人増）
女	14,503人	（〃 28人増）
計	28,515人	（〃 33人増）
世帯数	5,983世帯	（〃 23世帯増）

2月の人口動態

	男	女	計
出生	19人	14人	33人
死亡	17人	12人	29人
転入	72人	74人	146人
転出	69人	48人	117人
転入世帯			35世帯
転出世帯			12世帯

国民金融公庫の利用を

中小企業者など

金融引き締めと言われていますが、一般市中銀行と違い国民金融公庫の資金わくは、逆に増額されております。

現在、我孫子町では約百名の利用者がありますが、他の市町村と比較して多い方では大別して次の三種類があります。

▼普通貸付

(1)借受人の資格＝中小企業者で適切な事業計画を持ち、独立して事業を営み、一般の金融機関から借入の困難な人。

(2)貸付限度＝個人百万円・法人二百万円以内

(3)貸付利率＝年九分（日歩二銭四厘六毛）

(4)貸付期間＝三年以内

(5)返済方法＝月賦または一時払い。

(6)保証人＝一名以上

(7)担保＝百万円以下は原則として必要としません。

▼更正資金貸付

(1)借受人の資格＝引揚者、戦災者その他生活困窮者で、独立して事業を遂行し具体的な計画を持ち、成業の見込みがあって返済確実なもの。

(2)貸付限度＝一世帯につき五万円以内

(3)貸付利率＝年六分（日歩一銭六厘）

(4)貸付期間＝五年以内

(5)返済方法＝割賦または一時払い。

(6)保証人＝一名以上

(7)担保＝百万円以下は原則として必要としません。

▼恩給担保貸付

(1)借受人の資格＝年金として支給される恩給などをうけている者で、小口の資金を必要とする者。

(2)貸付限度＝二十万円以内

(3)貸付利率＝年六分

※普通貸付のお申し込みお問い合わせは産業課または商工会へ。更正資金貸付と恩給担保貸付については社会課へ。

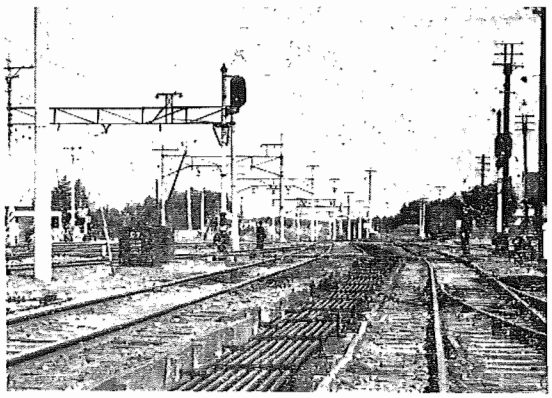

【駅構内の通行は危険】

我中を皮切りに卒業式

就職者の壮行会なども

町立小中学校の卒業式は、三月十五日の我孫子中学校を皮切りに、三月十六日には布佐小学校講堂で就職生徒の壮行会を催し、社会人の一員として巣立ちゆく若鳥たちの前途を祝福、激励しました。ことし学窓を去って社会人として就職する生徒の数は、我孫子中学校九十九人、湖北中学校六十八人、布佐中学校二十七人の計百九十四人です。

なお、中学校では卒業式にさきだって、三月八日に布佐小学校講堂で就職生徒の壮行会を催し、社会人の一員として巣立ちゆく若鳥たちの前途を祝福、激励しました。ことし学窓を去って社会人として就職する生徒の数は、我孫子中学校九十九人、湖北中学校六十八人、布佐中学校二十七人の計百九十四人です。

◆学校別卒業生徒数◆

学校名	男	女	計
第1小学校	72	69	141
第2小学校	23	18	41
第3小学校	32	21	53
第4小学校	91	81	172
湖北小学校	61	74	135
布佐小学校	44	62	106
計	323	325	648
我孫子中学校	152	153	305
湖北中学校	66	59	125
布佐中学校	47	48	95
計	265	260	525

農地の権利移動は

許可を受けてから

農地相談

問い　農地には「権利移動の制限」ということがありますが、これはどのようなことですか。

答え　農地にはそのような定めがあります。権利といってもいろいろありますが、農地についての権利は次のようなものがあります。所有権・地上権・永小作権・賃借権・使用貸借による権利・賃借権・使用収益を目的とする権利などがあり、この権利を甲から乙に動かすことを制限しているわけです。動かすという意味にも、甲のもっている権利を乙に移す「移転」と、いままでなかったところへ新規に設ける「設定」の二種類があります。

自分の農地を他人に売ることは所有権の移転であり、農地を小作に出せば、借りた方からみて賃借権の設定になります。乙が甲から借りている小作をやめて、丙が甲からあらたに借りる場合は賃借権のついては、その農地のある農業委員会の許可をうければよいわけです。つまり耕作の移転で、自作地を無料で他人に貸せば、使用貸借による権利の設定になります。

「権利移動の制限」とは、以上のようなことをかってに設けるなとの意味であり、農地法によって当然権利が移ったり、設定されたりする場合、農地法によって採草放牧地に利用権が設けられるとき、国や県が権利を取得するとき、土地改良法によって交換分合するとき、農地調停によってきめられるとき土地収用法によって収用されるとき、遺産の分け前として権利を得るとき、収用された土地を買いもどすとき、以上のようなときは許可を受けなくてもよいのです。

問い　権利を移動するときは、事前に知事の許可を受けなくてはなりませんか。

答え　すべて知事の許可でおこなうのではありません。前にあげた権利のうち、使用貸借による権利と賃借権に関する知事の許可をうけなくてもよい場合があるそうですが。

答え　それは特別の場合です。たとえば、政府が農地や未墾地あるいは代地を売り渡すとき、農地法によって当然権利が移ったり、設定されたりする場合、農地法によって採草放牧地に利用権が設けられるとき、国や県が権利を取得するとき、土地改良法によって交換分合するとき、農地調停によってきめられるとき土地収用法によって収用されるとき、遺産の分け前として権利を得るとき、収用された土地を買いもどすとき、以上のようなときは許可を受けなくてもよいのです。

問い　知事の許可をうけなくてもよい場合があるそうですが。

答え　それは特別の場合です。たとえば、政府が農地や未墾地あるいは代地を売り渡すとき、農地法によって当然権利が移ったり、設定されたりする場合、農地法によって採草放牧地に利用権が設けられるとき、国や県が権利を取得するとき、土地改良法によって交換分合するとき、農地調停によってきめられるとき土地収用法によって収用されるとき、遺産の分け前として権利を得るとき、収用された土地を買いもどすとき、以上のようなときは許可を受けなくてもよいのです。

下ケ戸地先県道

舗装工事始まる

県の重点施策の一つとしておこなう下ケ戸地先の舗装工事は、二月十五日から工事がはじまり、四月中には完成の予定です。

この工事は富士見橋から東へ約二百メートルの工事です

【近く舗装完成の下ケ戸地先県道】

(第三種郵便物認可)

はえ・蚊の駆除と大清掃

春の清掃運動を実施

はえ、蚊の駆除を行なつてすなわち生活環境衛生の向上をはかることは、明朗快適な日常生活をいとなむ源でもあり、生活改善向上の基礎となるもので、そこで町では、次のとおり全町あげて春の清掃運動を実施して、はえ、蚊の効果的な駆除と清掃を行なう事になりましたので、ご協力ください。

◆**大清掃の実施**

❶家屋内外に対する徹底的な大掃除の実施（畳干し、縁の下、天井裏、押し入れ、台所など掃除の励行および不用品の処分など）

❷ねずみの巣の取り除きおよびねずみの通路の閉鎖。

❸大掃除後における壁、天井、畜舎、納屋などの修理および改善。

❹掃除によつて生じたごみや廃物は、なるべく焼くとか埋めるなどの方法により処理する。

◆**はえ、蚊の駆除**

❶家の中の暖かい場所や畜舎、納屋などにいる親ばえの駆除

❷便所の汲み取り口、ごみ箱、ごみ溜め、たい肥の周囲、畜舎の床・など・の土のかき取りによるはえ・なぎの駆除。

❸納屋、物置き、縁の下などの蚊の成虫が越冬しやすい場所の清掃、家屋周辺のみぞなどの汚水の排水を完備、水たまりの除去、防火用水、竹の切り株、空かんなど蚊の発生源となる場所の処置。

◆**薬剤の散布**

❶はえ、蚊の駆除のため、次のとおり無料で薬剤散布を行ないます。

ゾール剤＝便所およびその周囲に散布

油剤＝家屋内外、ごみ箱、ごみ溜め、みぞ、たい肥周辺に散布

薬剤散布の日程は別表のとおりです。雨天などの場合はそのつど連絡のうえ日程をお知らせします。

月日	区名	月日	区名
4月1日	13区、日立社宅	17日	高野山、小暮
2日	根戸下	18日	東我孫子、下ケ戸
3日	根戸中、根戸新田、舟戸	19日	柴崎
4日	ときわ台	20日	青山、日新
5日	1区	21日	久寺家、土谷津
6日	2、3、4区	23日	中峠上
7日	5、6、17区	24日	中峠下
8日	9区	25日	中里
9日	7区	26日	古戸、日秀
10日	15、12区	27日	上新木、下新木
11日	8区	29日	布佐1、2区
12日	10区	30日	〃 5、6区
13日	11の1区、城山	5月1日	〃 7、8区
14日	11の2区	2日	〃 9、10区
15日	岡発戸、都部、両新田	3日	〃 3、4の1、4の2区
16日	栄町、14区		

緑の週間

野も山もみどりに

春とともに、ことしも緑の羽根募金が始まりました。

国土緑化運動もことしで十三年目をむかえましたが、最近宅地造成や工場誘致計画などにより、緑地帯がすくなくなつていますのでつとめて植樹を行ない、健康な緑の町にいたしましよう。

緑の羽根募金については、毎年みなさんのご協力により大きな効果をあげていますので、ことしも目的達成のためご協力ください。

健康な赤ちゃんにするため

乳幼児一斉検診と予防接種

日ましに暖かくなつてきましたが、お宅の赤ちゃんもすくすくとお育ちの事と思います。おかあさんのおなかの中で平和に暮した赤ちゃんがうぶ声をあげ、暑さ、寒さと戦い、乳を吸いながら精神的肉体的に健やかに育ちゆくためには、農家の人が温床の中の苗を育てるにも似た、ご苦労があると思います。好適な温度に、肥料に、消毒に細心の注意と真心が必要ですが、まして、人間一個の基礎を作りあげる乳児期であれば、なおさらの事です。

そのためには、やはり建康のバロメーターである体重、身長の発育状態を知り、正しい健康診断を受けることにあると思います。毎月の育児相談をなさるほか、年二回の乳幼児いつせい検診を、一人残らず受けるようおすすめいたします。該当者は昭和三十六年一月から三十七年二月末日までに生まれた方です。通知がある方でも近くの会場へお出かけください。（日時・会場は保健ごよみをごらんください）

百日せき　ヂフテリア　の予防接種

百日せきやヂフテリアなどの予防接種は、初回免疫は二回あるいは三回に分けて接種しますが、それを一回または三回のものを二回でやめては免疫は得られません。定められた回数を必ず受けて、完全免疫を完了してください。

なお、追加接種の方は、第一回の時はこみますから二回目か、三回目の時に接種してください。（追加免疫とは、昨年春に三回の初回免疫終了者で、個人通知を差し上げましたのもの。）

初回免疫が済んでいないのに追加のみ受けても効果はありませんから、初回から完全実施をしてください。

百日せき、ヂフテリアの接種該当者は、昭和三十六年七月一日から同年十二月三十一日までに生まれた方です。

町立保育所のお遊戯発表会は、3月11日午前10時から保育所でおこなわれました。

保育所の75名のお子さんたちは、会場いつぱいになつたおかあさんやおとうさんに、元気な歌やおどりを見ていただきました。【写真は、おかあさんといつしよに】

古戸チーム二年連続優勝

町内バレーボール大会

三月十八日午前九時三十分から、我孫子町連合青年団主催によるバレーボール大会が、湖北小学校に十四チーム百五十人が集まり開かれました。

熱戦の結果古戸チームが二年連続優勝をしました。親善大会でしたので、ルールはあまりこまかく適用せず、旧女子ルールでおこないました。

女子だけのチームは二チーム、男女混合チームも多く善戦しましたが、体力の差で、三位までは男子チームが占めました。

成績は表のとおり。

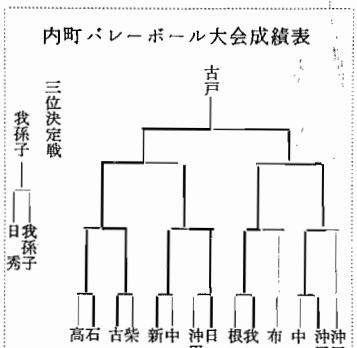

掲示板

清掃手数料は現金　くみ取り料30円に

この四月一日から、清掃手数料の徴収方法が、チケット制度から料金徴収員による現金徴収制度に変わります。

チケットをお持ちの方はお手持ちのチケットを使用してから、現金徴収をご利用になつてください。現金徴収の場合は必ず領収証を受けとつてください。

また、各世帯に「清掃カード」を配布いたしますから、清掃取り扱いの際はカードを提示し、必要事項の記入、押印を受けてください。

くみ取り手数料がいままで一たる（三十六リットル入）二十五円でしたが、四月一日から三十円になりました。半たる料金とごみ取り手数料はいままでどおりです。

引揚者給付金請求5月16日まで

引揚者給付金等支給法が昭和三十二年四月一日からはじまり、現在までに町でこの給付金を請求し交付になつた者は、引揚者給付金が四百十五人、遺族給付金が八百二人です。

この給付金請求は、昨年の五月十六日までありましたが、まだ請求手続きのすまないものが多いという理由から一年間延長され、昭和三十七年五月十六日までに請求手続きが終らないと、時効になりますからご注意ください。

自衛隊員募集

自衛隊員をつぎのとおり募集いたします。

▼応募資格＝採用予定月の一日現在で十八才以上二十五才未満、中学校卒業程度の学力を有する者。※試験科目＝中学校卒業程度の学力について筆記および口述試験

▼採用予定時期＝三十七年四月、五月、六月。

▼受付期間＝三月一日から五月三十一日まで

なお、くわしいことは総務課までお問い合わせください。

農家の住宅新築に金融公庫利用を

住宅金融公庫では農山漁村住宅の新築工事に対し、建設資金の貸付をつぎのとおりおこないますから、希望者は都市計画課建築係へお問い合わせください。

▼貸付応募条件＝❶農業・林業または漁業を主な職業とするもの❷住宅に同居する予定の世帯員が、一人以上で収入月額が借入希望金額に関する当初償還金の少くなくとも6倍以上あるもの（五十万円貸入れ、当初償還金は月四千六百九十一円となります）

▼貸付条件＝貸付の対象となる住宅は三十平方メートル（約九坪）から百平方メートル（約三十坪）。原則として木造住宅であること

▼償還方法＝原則として毎月払いとするが、事情により三ケ月、六ケ月払いもできる。

▼利率と償還期間＝貸付金の利率は年五分五厘、償還期間は十八年。

▼申し込み時期＝四月初旬の予定

国民年金のかけ金納入はなるべく早く

国民年金のかけ金を納めるようになつて、この四月でちようど一年になります。

三月までのかけ金は納めましたか。三月までのかけ金は、なるべく四月中に納めてください。五月に入りますと、いままでのように印紙ではなく、現金で銀行などへ納める様になります。

4月の保健ごよみ

日	曜日	行事内容	会場
2	月	百日せき　予防接種（二回目）	第一小学校
3	火	百日せき　予防接種（二回目）	第二小学校
4	水	百日せき　予防接種（二回目）	第三小学校
5	木	百日せき　予防接種（二回目）	第四小学校
9	月	百日せき　予防接種（二回目）	湖北小学校
10	火	百日せき　予防接種（二回目）	布佐小学校
11	水	小児マヒ・初回（一回目）と追加（二回）・乳児一斉検診	第一小学校
12	木	〃	第四小学校
13	金	〃	第二小学校
16	月	小児マヒ・初回（一回目）と追加（二回）	布佐小学校
16	月	乳児一斉検診	湖北小学校
17	火	小児マヒ・初回（一回目）と追加（二回）	湖北小学校
17	火	乳児一斉検診	布佐小学校
18	水	小児マヒ・初回（一回目）と追加（二回）	第三小学校
23	月	百日せき　予防接種（二回目）	第一小学校
24	火	百日せき　予防接種（二回目）	第二小学校
25	水	百日せき　予防接種（二回目）	第三小学校
26	木	百日せき　予防接種（二回目）	第四小学校
30	月	百日せき　予防接種（二回目）	湖北小学校
5月1	火	百日せき　予防接種（二回目）	布佐小学校

❶時間は午后一時半から三時まで持参ください。❷母子手帳は必ずにおいでください。❸個人通知のもれた方でも近くの会場